

○二本松市男女共同参画推進条例

平成 17 年 12 月 1 日条例第 5 号

すべての人は、法の下に平等であり、男性も女性も性別にかかわらず、個人として尊重されなければならない。

しかしながら、今なお性別による固定的役割分担意識やそれに根ざした慣習などが存在している状況にある。

さらに、少子高齢化、高度情報化、国際化など、社会が急速に変化する中で豊かな地域社会を創造していくためには、男女がお互いその人権を尊重し、責任を分かちあい、個性と能力を十分発揮することのできる社会を形成していくことが重要である。

ここに、男女平等を基本とした男女共同参画社会の実現を図ることを決意し、市、市民及び事業者が協働し、一体となった取組を進めるため、この条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号）の理念に基づき、二本松市における男女共同参画の推進に関し、基本方針を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにし、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施することにより、男女の人権が尊重される社会を実現することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思により社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されるとともに、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を受けることができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該活動に参画する機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 事業者 市内において事業を行う個人及び法人その他の団体をいう。
- (4) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により、相手に不利益を与えること又は相手の生活環境を害することをいう。

(基本方針)

第 3 条 男女共同参画の推進についての基本方針（以下「基本方針」という。）は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられ、性別による差別的取扱いを受けることなく、個人として能力を発揮する機会が確保され、男女の人権が尊重されること。
- (2) 性別による固定的な役割分担意識に基づく社会における制度や慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼさないよう配慮されること。

- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、市における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が共に、家事、育児、家族の介護その他の家庭生活における活動及び学校、職場、地域等における活動を円滑に行うことができるよう配慮されること。
- (5) 生涯にわたる妊娠及び出産に関し、男女が互いの意思を尊重すること及び互いに健康な生活を営むことについて配慮されること。
- (6) 国際社会における取組との関係が考慮されること。

(実現すべき姿)

第4条 市、市民及び事業者は、男女共同参画の推進に当たっては、前条に定める基本方針にのっとり、次に掲げる実現すべき姿の達成に努めるものとする。

(1) 家庭において実現すべき姿

- ア 性別による固定的な役割分担意識を持つことなく、それぞれの個性を尊重し、大切にす家庭になること。
- イ 家族それぞれが多様な生き方を選択でき、その能力及び適性を相互に認め合い、明るく豊かで充実した家庭になること。
- ウ 家事、育児、介護などの家庭の営みに家族全員がかかわり、苦楽を共に分かち合い、家族のつながりが深まること。

(2) 学校において実現すべき姿

- ア 教育のあらゆる分野で、性別にかかわらず個性を尊重し、能力を発揮できる教育がなされること。
- イ 男女共同参画の推進について、指導者の研修の機会が増進されること。

(3) 職場において実現すべき姿

- ア 個人の意欲、能力、個性などが適切に評価され、募集、採用、配置、賃金、昇進などについて性別を理由とする差別がない職場になること。
- イ 家庭生活や地域活動が、活力とゆとりのある充実したものになるよう、職場環境の改善が図られること。
- ウ 育児休業や介護休業を男女等しく取得でき、仕事と家庭が両立するようになること。
- エ 適切な健康管理が行われること。
- オ セクシュアル・ハラスメントのない、快適で安心して仕事ができる職場環境がつけられること。

(4) 地域において実現すべき姿

- ア 男女が連帯して地域の諸活動に参画できる環境が整備されること。
- イ 男女の相互理解によってそれぞれの行動や考え方が尊重され、意思が決定されること。
- ウ すべての人の人権が尊重され、差別のない、心豊かな地域社会がつけられること。

(市の責務)

第5条 市は、基本方針にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施するものとする。

2 市は、男女共同参画の推進に当たり、市民及び事業者と連携して取り組むものとする。

3 市は、市民及び事業者に対して男女共同参画の推進に関する情報提供その他必要な支援を行うものとする。

4 市は、第1項に規定する施策を総合的に企画し、調整し、及び推進するために必要な体制を整備し、並びに財政上の措置その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（市民の責務）

第6条 市民は、基本方針にのっとり、家庭、学校、職場、地域その他の社会のあらゆる分野において、自ら男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 市民は、性別による固定的な役割分担意識に基づく制度又は慣行の改善に努めなければならない。

3 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第7条 事業者は、基本方針にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、積極的に男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 事業者は、男女が共に職場における活動と家庭等における活動を両立することができるよう職場環境の整備に努めなければならない。

3 事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（性別による人権侵害の禁止等）

第8条 何人も、家庭、学校、職場、地域その他の社会のいかなる場所においても、直接的であるか間接的であるかを問わず、性別による差別的取扱いをしてはならない。

2 何人も、家庭、学校、職場、地域その他の社会のいかなる場所においても、男女間における暴力的行為（精神的な苦痛を与える行為を含む。以下同じ。）を行ってはならない。

3 何人も、家庭、学校、職場、地域その他の社会のいかなる場所においても、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

（情報の表示に関する留意）

第9条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担意識又は男女間における暴力的行為を助長させる表現をしないよう努めなければならない。

（基本計画の策定）

第10条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱
- (2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、基本計画を定めようとするときは、市民及び事業者の意見を反映することができるよう、適切な措置を講ずるものとする。

4 市長は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本計画の変更についてこれを準用する。

(政策の決定過程への共同参画の推進)

第11条 市は、市の政策の立案から決定までの過程に、男女が共同して参画する機会を確保するよう努めるものとする。

(国、県、他市町村等との連携)

第12条 市は、男女共同参画の推進に関する施策の実施に当たり、国及び県の施策等と調整を図りながら、他市町村及び民間の団体等との広域的な連携に努めるものとする。

(表彰)

第13条 市長は、男女共同参画社会の形成促進に著しく寄与した市民及び事業者を表彰するものとする。

(相談の対応等)

第14条 市は、性別に基づく差別、人権の侵害等に関する市民の相談の対応に努めなければならない。

2 市は、前項に規定する相談を受けたときは、関係機関等と連携を図る等必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(男女共同参画審議会)

第15条 市長は、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項の調査審議のため、市長の附属機関として、二本松市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、男女共同参画の推進に関する事項について、市長に意見を述べることができる。

3 審議会は、識見を有する者のうちから市長が任命する委員16人以内をもって組織する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

5 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(報酬等)

第16条 委員の報酬及び費用弁償については、二本松市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年二本松市条例第38号)の定めるところによる。

(施策の実施状況等の公表)

第 17 条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的な推進に資するため、主要な施策の実施状況等について毎年公表するものとする。

(委任)

第 18 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 17 年 12 月 1 日から施行する。